第1回都区財政調整協議会幹事会(R3.12.3)

主な発言概要

本資料は第1回幹事会における協議内容について、区側の聞き取りにより作成したものです。

■ 都側提案事項説明

【都】

それでは、私から、都側の提案事項を説明いたします。

はじめに、今年度及び令和4年度の現時点での財源見通しについて、資料は用意してございませんので、口頭での説明となります。

まず、今年度の調整税等についてですが、今年度につきましても、昨年度と同様、調整税等の徴収実績に関する情報について、区側に提供いたしました。

すでにご承知のことと思いますが、9月末までの実績で見ますと、市町村民税法人分の徴収 実績につきましては、前年同月比で約524億円の増、固定資産税につきましては、約137億円 の増、法人事業税交付対象額の原資である法人事業税につきましては、約1,421億円の増とな っております。

今年度の都区財政調整の当初算定における算定残は、約363億円ですが、最終的にこれがどのようになるか、税収見込みが明らかになった段階で、対応を協議してまいりたいと考えております。

つぎに、令和4年度の調整税等の見通しですが、正確な見通しについてお示しできる状況に ございませんので、概括的な見通しとなりますが、固定資産税につきましては、来年度は、 評価替えの年にはあたりませんが、令和3年度に限り講じられている土地の固定資産税等の据 え置き措置の動向などを注視していく必要があると考えております。

市町村民税法人分につきましては、平成28年度税制改正の影響は令和3年度以降、平年度化しており、新たなものは見込まれていませんが、企業業績の動向に大きく左右されることから、今後の経済情勢に留意する必要があると考えております。

いずれにしましても、今後、都の予算編成が進み、税収見込みが明らかになった段階で、 対応を協議してまいりたいと考えております。

次に、基準財政収入額の見込みについてです。

特別区民税については、総所得金額等が増加しているため、前年度に比べ増加傾向が見込まれます。

また、軽自動車税種別割のグリーン化特例の見直し等、昨年度までに決定された税制改正については、その影響額を反映させた算定を行うことを考えております。

なお、今後示される税制改正に向けた国の動向に関しては、引き続き注視してまいりたい と考えております。

財源見通しの説明は以上でございます。

続きまして、今回、東京都が提案しております事項について、説明いたします。

お手元に、資料が配付されておりますが、表題が「令和4年度 都区財政調整 東京都提案 事項の概要」と題した資料をご覧下さい。

まず、「記」書き以下にございますように、今回、東京都から提案する事項は、算定内容の見直しについて、全部で14項目ございます。

このうち主な提案内容として、3項目を説明いたします。

資料2枚目をご覧ください。

まず、【議会総務費】の欄、「出張所管理運営費の見直し」でございます。

本件については、出張所の管理運営に係る経費について、見直しを提案するものでございます。

次に、【清掃費】の欄、「不燃ごみ中継施設の改築・プラント更新経費加算の廃止」でございます。

本補正は平成18年度に設定して以来、一度も算定実績がなく、また、今後算定する見込み もないことから、算定の廃止を提案するものでございます。

最後に、【土木費】の欄、「道路改良工事費の見直し」でございます。

現行の算定方法では、都市計画交付金算定対象の地方負担額と本態容補正による減算額が一致せず、財調算定上の不整合が生じていることから、算定方法の見直しを提案するものでございます。

なお、本件については、昨年度の財産費の見直しに係る協議において、「減算の必要が生じるのは土木費であり、財産費を見直す必要はない」との区側発言を受け、今回、土木費の事項として提案するものでございます。

1ページ進めまして、標題が「令和4年度 都区財政調整 東京都提案事項説明資料」をご覧ください。

今回の提案事項について、費目毎に提案事項の内容を記載した説明資料を添付してありますのでご確認願います。

皆さまもご存じのとおり、過去には都市の財源を狙い撃ちにするような税制改正が行われ、 都区ともに大幅な減収となりました。

このような税制改正の背景には、国や他の自治体からの都区に対する厳しい目線があることを、双方で改めて強く意識する必要があります。

したがいまして、都区制度の根幹をなす都区財政調整制度については、既に算定している 事項も含めて、より厳しく見直しを行い、一層の合理化を進めるなど、自律的に算定を見直 し、これまで以上に適切な運営を図る必要があります。

都税収入につきましても、現時点で令和3年度最終見込みや令和4年度の見込みは示されておりませんが、景気が持ち直していくことが期待される一方で、現在、オミクロン株が懸念すべき変異株に分類されましたけれども、こうした新型コロナウイルス感染症による内外経済への影響や金融資本市場の変動等の影響も考えられることから、先行きについては楽観視できる状況にはありません。

都としては、こうした基本姿勢に則って、令和4年度財調協議に当たって必要な提案を行っております。

今後、区側提案とあわせまして、精力的に協議してまいりますので、区側の皆さまのご協力を是非ともよろしくお願いいたします。

都側の提案事項の説明は以上でございます。

■ 区側提案事項説明

【区】

お手元の資料「令和4年度都区財政調整区側提案事項」をご覧ください。

(提案概要)

特別区は、首都直下地震への備えや、超高齢社会への対応などをはじめとした、大都市特有の膨大な行政需要を抱えております。また、新型コロナウイルス感染症への対応など、課

題が山積している状況でございます。

そのような中で、法人住民税の一部国税化等の不合理な税制改正により、特別区の貴重な 財源は一方的に奪われており、特別区財政はより厳しい状況にさらされています。

このような状況下においても、区民サービスの水準を落とすことなく、多様化する行政需要に的確に対応していくことが、基礎自治体である特別区の責務であると考えております。 そこで、現在の社会経済状況の中で特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、都区財政調整区側提案事項を吟味し、取りまとめております。

基本的事項は3点となります。

まず、「都区間の財源配分に関する事項」です。

大規模な税制改正や、都区の役割分担の変更などが行われる場合には、特別区に必要な需要額が担保されるよう、配分割合の見直しを求めるものでございます。

次に、「特別区相互間の財政調整」として、保育所等の利用者負担の見直しなどをはじめとする区側提案について、特別区の実態を踏まえて主体的に調整を図ったものとなっておりますので、あるべき需要が適切に算定されるよう、区側の考え方に沿って整理することを求めるものでございます。

最後に「都区財政調整協議上の諸課題」として、特別交付金、都市計画交付金について、 課題の解決に向けて、具体的な検討を進めるよう求めるものでございます。

とりわけ、都市計画交付金については、都区の実績に見合った交付金総額の拡大など、抜本的な見直しを図るため、都区協議会の下に都市計画事業のあり方についての協議体を設置することも含めて、議論を深めていく必要があると考えておりますので、前向きな対応をお願いします。

次のページをお願いいたします。

この資料は、区側提案事項の内容をまとめた一覧です。

次に基準財政需要額の主な調整項目として、

「議会総務費」では、「地域コミュニティ活動支援費」など6項目、

「民生費」では、「保育所等の利用者負担の見直し」など11項目、

2ページの「衛生費」では、「公衆喫煙所維持管理経費」など4項目、

「清掃費」では、清掃工場の改築経費等の見直しについて、

3ページの「経済労働費」では、「緊急対策としての中小企業関連資金融資あっせん事業」など3項目、

「土木費」では、「耐震診断支援等事業費」など3項目、

「教育費」では、「35人学級への対応」など14項目、

さらに4ページの「その他」として、「特別交付金」など2項目を加えまして、合計44項目の区側提案事項を整理しております。

本提案につきましては、現に特別区に存する行政需要を、財調上で財源保障すべき項目・ 規模として基準財政需要額のあり方を踏まえ、整理しているものです。

(基準財政需要額のあり方)

この基準財政需要額のあり方については、個別事業の協議を行っていく中で、都区間の共通認識を積み重ねていくことが極めて重要であると認識しておりますので、限りある時間の中で実り多い協議ができるよう、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、5ページをお開きください。

継続検討課題として、今後の状況の変化に応じて提案を行うこととしたものであり、2項目を整理しております。

最後になりますが、昨日開催された財調協議会では、協議上の諸課題について、都側から 課題解決に向けた前向きな見解は示されず、踏み込んだ議論ができておりません。幹事会で の協議については、議論を前進させるべく、区側提案に対する都側の見解をしっかりとお示 しいただくとともに、前向きに議論に応じていただくよう、よろしくお願いいたします。

区側提案事項の説明は以上でございます。

■ 都側総括的意見

【都】

区側提案事項に関しまして、都側の総括的な意見を申し上げます。

(都区間の財源配分)

はじめに、「都区間の財源配分」に関する提案ですが、「大規模な税制改正や、都区の役割分担の変更などが行われる場合には、特別区に必要な需要額が担保されるよう、配分割合の見直しを求める。」との発言がございました。

現時点では税制改正の動きは不透明であり、具体的な議論をする段階にはないものと考えております。

(特別区相互間の財政調整)

次に、「特別区相互間の財政調整」に関する提案ですが、先ほどもご説明しましたとおり、今回の都区財政調整は、国や他の自治体から、厳しい目線が向けられている中、都税収入についても、新型コロナウイルス感染症による内外経済への影響など、見通しが難しい状況において、都区制度の根幹である都区財政調整制度をこれまで以上に適切に運営していく観点から行っていくものと考えております。

このため、都としては、現行の算定内容も含めて厳しく見直しを行うとともに、一層の合理化を図っていく必要があると考えております。

そうした観点から、算定方法の見直しなど、都側からも提案しております。一方、区側からは、現在実施している様々な施策に関連して、需要の大幅な増加見直しの提案がなされておりますが、こちらも同様の観点で、適正な財調算定に向け、精力的に協議して参りたいと思います。

(都区財政調整協議上の諸課題)

都区財政調整協議上の諸課題に関する提案についてですが、第1回協議会の中で発言させて いただいたとおりであります。

(まとめ)

この他、多岐にわたるご提案をいただいておりますが、先ほどもお話したとおり、国や全国の自治体の東京に対する目線は大変厳しいものがあります。したがいまして、都区双方で議論を尽くして、自律的に適正な算定に見直していくことが極めて重要と考えます。

都といたしましては、本年度の財調協議が実りあるものとなるよう、真摯に協議に取り組んでまいる所存でございます。

区側の皆さまのご協力を改めてお願いして、区側提案に対する都側の総括的な意見といたします。

■ 区側総括的意見

【区】

私から、都側提案事項に関する区側の総括的な意見を述べさせていただきます。

都側からは、国や他の自治体から厳しい目線が向けられている中で、現行の算定内容も含めて厳しく見直しを行い、合理化を図るべきという考え方に基づき、ご説明いただいた3項目を含め、14項目の提案をいただきました。主に既算定を廃止、縮減する内容となっておりま

すが、その妥当性をよく吟味し、検討していくことが必要であると考えております。

一方で、少子高齢・人口減少社会に対応していく必要がある特別区では、大都市特有の財政需要が、さらに増大することが見込まれ、さらに、新型コロナウイルス感染症対策など取り組むべき喫緊の課題が山積しています。

そのため、算定内容の廃止や縮減だけに目を向けるのではなく、特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、常に需要に見合った算定としていく観点を欠かすことはできません。区側としては、これらのことを踏まえ、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう区側提案を吟味し、現行算定の見直しも含め、主体的にとりまとめたところでございます。

区側の総括的な意見は以上でございますが、膨大な行政需要を抱える特別区の実態を踏ま えた財調制度とするためにも、都区で議論を尽くし、あるべき需要を財調に適切に反映して、 特別区の自主的かつ計画的な行財政運営が担保できるよう、具体的な成果の得られるものに してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは、以上です。

■ 道路改良工事費の見直し(態容補正)

【都】

私からは、土木費において、都市計画交付金により算定された道路事業の更新・改修に要する経費を減算する態容補正の見直しについて、発言します。

土木費では、道路の更新・改修を含め、全ての区道の改良工事に要する経費を算定しています。

一方、都市計画交付金の交付対象となる都市計画道路の更新・改修経費については、事業費の実額に基づき算定された交付対象経費における地方債収入相当額を、翌年度以降均等分割により、その他諸費で算定しています。

そのため、都市計画道路の改修・更新を行った場合、土木費における算定額と、都市計画 交付金に地方債収入相当額を加えた額とで、算定の重複が生じていることから、現在、態容 補正を設定し、減額しています。

しかし、現在の算定方法では、都市計画交付金算定対象の地方負担額と本態容補正による 減算額が一致せず、財調算定上の不整合が生じていることから、減算額を「都市計画交付金 算定対象の地方負担額」へ見直すことを提案します。

なお、本提案については、昨年度の財産費の見直しに係る協議において、区側からの「減算の必要が生じるのは土木費であり、財産費を見直す必要はない」という発言を受け、土木費で見直す内容としたことを申し添えておきます。

私からは以上です。

【区】

都側から説明のありました、道路改良工事費の態容補正の見直しについて発言いたします。 区側としては、昨年度の協議により、算定の重複は、土木費における減算により適切に解 消できていると考えます。

そのため、本態容補正による現在の算定方法で不整合は生じていないと考えます。 なぜ、財調算定上の不整合が生じていると考えるのか、都側の見解を伺います。 私からは以上です。

■ 特別交付金

【区】

私からは、特別交付金について2点発言いたします。

1点目は、「特別交付金の割合の引き下げ」についてです。

区側としては、各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るため、割合を2%に引き下げるべきと考えております。

例年の財調協議において、都側からは、「普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに 異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されている。これらの財政需要を着実 に受け止めるには、5%が必要である」との主張が繰り返されております。

しかしながら、現行の特別交付金の割合が5%である以上、各区がそれに見合う規模の申請を行うことは当然のことであり、各区の申請状況をもって割合を改める必要はないとする論拠にはなり得ません。

2点目は、「算定の透明性・公平性の向上」についてです。

昨年度、区側で実施したアンケート調査にて、特別交付金の算定に関しての都区の認識に隔たりがあることが確認されたことから、区側が認識していない運用ルールの明確化を求めました。

その結果、今年度の都の特別交付金申請依頼通知において、各種システムの維持管理経費と 会議用の食糧費について、算定除外経費として明記されることになりました。

今年度も引き続き、区側が認識していない運用ルールの明確化を行い、特別交付金の算定の 透明性・公平性を高めたいと考えております。

具体的には、都側が統一対応として算定除外としている事業を、毎年度各区に提示すること を提案いたします。

このことにより、算定の透明性や公平性が高められ、かつ、不要な申請作業が減ることから、都区双方の事務の軽減にも繋がると考えておりますので、割合の見直しと合わせ、是非、前向きにご検討いただきたいと思います。

私からは以上です。

【都】

特別交付金の割合については、平成19年の都区協議会において、条例の本則を2%から5%に変更する改正条例文案を提示して都区で合意し、改正したものです。

各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々の状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでいます。

これまで普通交付金の算定改善にも取り組んできましたが、近年の特別交付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されています。

こうした財政需要を着実に受け止めるためには、5%が必要であると考えます。

また、区側から「現行の特別交付金の割合が5%である以上、各区がそれに見合う規模の申請を行うことは当然のこと」との発言がありました。

特別交付金とは、地方自治法施行令で、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付すると定められております。「5%の規模に見合うようにするため」との理由で申請されるべきものではありません。

特別な事情に該当しないものを、「5%の規模に見合うようにするため」に申請されている

のであれば、これを改めるべきであることは言うまでもありません。

また、区側から、「算定の透明性・公平性の向上」についての発言がありましたが、特別 交付金の算定ルールについては、都側で一方的に策定したものではなく、都区で議論を積み 重ね合意したものであり、透明性・公平性の確保の観点からも、その内容について大きな問 題はないと考えていることはあらかじめ申し上げておきます。

協議会でも申し上げましたが、今年度の申請においても、相変わらず普通交付金で算定している事項の申請が見られ、区側提案により令和3年度から普通交付金の算定対象として合意された事項の申請も多くの区で見受けられました。

中でも、昨年度「不要な申請作業が減少し、都区双方の事務の軽減に繋がる」ことから、 算定除外経費として明確にすることを合意した各種システムの維持管理経費については、今 年度も約半数の区から申請があるなど、事務の軽減には繋がっていません。

現行の制度を適切に運用し、確実な算定を行うためだけではなく、都区双方の事務の軽減の観点からも、「算定ルールに基づいた適正な申請」となるよう、申請内容の精査については、改めてお願いをいたします。

なお、「区側が認識していない運用ルールの明確を求めました。その結果、今年度の都の特別交付金申請依頼通知において、各種システムの維持管理経費と会議用の食糧費について、 算定除外経費として明記されることになりました。」との区側発言がありました。

これについては、これまでも区側提案により普通交付金算定された事項を特別交付金で申請しているケースが多数あったことから、令和元年度以降、特別交付金申請依頼に際して、協議により普通交付金算定されることとなった事項を明記して、各区宛に通知しています。

また、このほか、都の行う都区財政調整説明会においても説明するとともに、区の行う説明会においても説明をお願いしてきました。

こうした一連の取組の一つとして、昨年度は都からの申請依頼通知に明記することとした ものであります。

■ 都市計画交付金

[区]

私からは、都市計画交付金について発言いたします。

区側としては、従前から申し上げているとおり、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、都市計画事業の実績に見合う配分や、交付率の撤廃・改善等、抜本的な見直しについて提案いたします。

近年、都市計画税は、増収傾向にあり、平成29年度から令和2年度にかけて約216億円の増収となっており、特別区の都市計画交付金対象事業費についても年々増加傾向となっています。しかしながら、都市計画交付金予算額は、平成29年度以降200億円に据え置かれ、都市計画税に対する比率は年々低下し続けています。

今後も市街地再開発事業を始めとする、特別区の都市計画事業の増加に伴い、更なる特別 区の一般財源負担と財調財源への圧迫が見込まれます。

区側としては、これらの状況のほか、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、交付率の撤廃・改善や、特別区の都市計画事業の実績に見合うよう、交付金総額の拡大を図る等、抜本的な見直しを早急に求めます。

また、これまでも区側が再三情報の提示を求めているにもかかわらず、都が行う都市計画 事業の実施状況や都市計画税の充当事業の詳細は明らかにされておりません。特に目的税で ある都市計画税の使途については、国は、議会や住民に対しその使途を明らかするとともに 周知することが適当であるとしております。都知事の目指す都政の透明化を図る意味からも、 区側が求める情報を開示すべきと考えますが、都側の見解を伺います。

昨今の財調協議においては、実質的な議論ができていません。都市計画交付金が創設されて以降、これまでも、交付金の対象事業の見直しや、交付要件の緩和等については、財調協議の場を中心に整理してきた経緯に鑑みれば、本来的には財調協議の場で議論することが相応しいと考えます。しかしながら、本年8月の都への予算要望等でも申し上げたとおり、財調協議とは別に、都市計画税の活用・配分の仕方、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方についての協議体を設置することも含め、まずは議論に応じていただくようお願いいたします。

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには、都区双方が協力し、円滑に都市計画事業を執行していくことが必要です。10月に実施された『知事と区市町村長との意見交換』においても都側より、『都市計画事業というのは、都区一体、連携して進めていく大切な事業でございますので、今後も十分、意見交換をさせていただきながら、都市計画事業の円滑な促進に努めてまいりたいと思います。』との発言があったとおり、ともに東京のまちづくりを担うパートナーとして、都市計画交付金について、積極的に議論を重ね課題解決に臨みたいと考えておりますので、ぜひとも前向きに協議に応じていただくよう、お願いいたします。私からは以上です。

【都】

都市計画交付金につきましては、第1回財調協議会でも申し上げましたが、都としましても、 特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えております。

そのため、これまでも都市計画交付金の運用につきまして、各区から都市計画事業の実施 状況や意向等をお伺いしながら、区施行の連続立体交差化事業の対象化や都市計画公園整備 事業の面積要件緩和など、様々な見直しを順次行ってまいりました。

今後とも各区が取り組まれる都市計画事業を円滑に促進する観点から、各区から直接、現 状や課題などをお伺いするなど、引き続き、適切に調整を図りながら対応してまいりたいと 考えております。

■ 保育所等の利用者負担の見直し

【区】

私からは、保育所等の利用者負担の見直しについて発言いたします。

保育所等の利用者負担については、子ども・子育て支援法において、政令で定める額を限度として区市町村が定める額とされており、財調における保育所及び認定こども園の利用者負担の算定は、この国が定める上限額をもとに設定されております。

一方、特別区においては以前より、保護者の負担を軽減する観点から、いずれの区においても国が定める上限額より低い水準で保育料を設定してまいりました。

今回の提案に当たり、令和元年10月から制度が開始された幼児教育・保育の無償化や、都の実施する多子世帯負担軽減事業等を踏まえ、各区が設定する保育料について改めて実態を調査したところ、現行の国基準の算定と大きく乖離している状況が、改めて明らかとなりました。

幼児教育・保育の無償化の目的にも掲げられている、子育て世代の負担軽減による少子化対策を強く推し進める観点からも、各区が実施する保育料の軽減は重要な施策です。

財調においても、国の定める上限額による設定を改め、特別区の実態を踏まえた利用者負担額により算定すべきと考えますが、都側の見解を伺います。

私からは以上です。

【都】

今回の区側提案は、国の定める上限額による設定ではなく、特別区の実態を踏まえた利用者 負担額により算定すべきとの内容であります。

この見直しについては、これまでも複数回にわたり区側から提案され、その際、子ども・子育て支援法における施設型給付費に係る利用者負担額の定めや、地方交付税における施設型給付費の積算方法を踏まえ、国基準によるべきものとする都の考えをお示ししてきました。

今回の区側提案に当たり、今述べた国基準の状況に変化があったのかお伺いします。

■ 耐震診断支援等事業費

[区]

私からは、耐震診断支援等事業費について、発言いたします。

本事業は、住宅の耐震化率の目標を令和2年度までに95%とする都の耐震改修促進計画に基づき、令和2年度までの時限算定となっておりました。今回、都の計画が改定され、目標が令和7年度までにおおむね解消となったことから、耐震診断支援等事業に要する経費を、令和4年度から令和7年度にかけて時限的に算定することを提案いたします。

具体的な提案内容でございますが、木造住宅並びに非木造住宅の耐震化について令和7年度までに完了となるよう耐震診断助成、耐震改修設計助成、耐震改修助成及び普及啓発事業に要する経費を算定するものです。

都の計画には、更なる耐震化を進めていくため、これまで以上に都と区市町村との連携を 強化するとあります。区側としても目標の達成に向けて、都と力を合わせて本施策を展開し てまいります。

私からは以上です。

【都】

都は、令和3年3月に耐震改修促進計画を改定し、耐震化の新たな目標を示すとともに、目標 達成に向け、更なる取組を推進することとしています。

また、当計画の中で、都は、区市町村が実施する普及啓発に係る経費や耐震診断・耐震改修等への助成に係る経費を補助することで、戸建て住宅等の耐震化を総合的に支援することとしています。

今回の区側提案では、当計画に基づく耐震目標や計画年度により、標準区経費の設定を行っており、「区側としても目標に向けて、都と力を合わせて本施策を展開してまいります」との発言もあったところです。

そこでまず、標準区経費の設定に当たり、どのように特定財源を設定したか、伺います。

■ 私立幼稚園等保護者負担軽減事業費

【区】

私からは、私立幼稚園等保護者負担軽減事業費について、発言いたします。

本事業は、幼児教育・保育の無償化後も保護者負担が残ることから、その負担を軽減するため、保育料等の補助を行っているもので、特別区の実施状況を踏まえ、新規提案いたします。

令和2年度財調協議では、都側から「本事業は、都事業に対する上乗せとして、実施しているものであり、区の自主財源事業である」として協議不調となっております。

まず、都事業と本提案の保護者負担軽減事業の関係性を整理いたします。都事業についてですが、都内幼稚園等の平均保育料が国の設定する無償化上限額に比べ高額であることから、その差額を補助することで保護者の負担を解消することを目的としております。

次に、本提案の保護者負担軽減事業は、特別区内の幼稚園等の平均保育料が都内平均より も高額なため、都事業を踏まえたとしても、なお保護者に負担が残ることから、都事業の上 乗せとして保育料等を補助する事業となっております。

よって両事業の目的は同一のものであり、このことからも区が行う保護者負担軽減事業は 不可欠なものであり、財調上、算定されるべきと考えております。

ぜひ、区案に沿って整理されるようお願いいたします。 私からは以上です。

【都】

今回の区側提案は、国の幼児教育・保育の無償化上限額を超える部分に対して実施している都補助事業の上乗せとして、区が行う保護者負担軽減事業を算定すべきとの内容であります。

本提案については、これまでも複数回にわたり区側から提案され、その際、都内区市町村の「合理的かつ妥当な水準」である都事業の上乗せとして実施しているものであり、財調上の「あるべき需要」ではないとする都の考えをお示しいたしました。

今回の区側提案についても、都事業の上乗せとして実施していることに変わりはないものであり、財調上の「あるべき需要」ではないと考えます。

■ 35人学級への対応

【区】

私からは、35人学級への対応について、発言いたします。

令和3年4月1日より「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が施行されております。

本提案は、この法改正に伴い、標準行政規模の小学校費等における児童数を見直すとともに、普通教室の不足に対応するため、特別教室等の普通教室への転用経費を算定するものです。

提案内容ですが、1点目の標準行政規模の見直しについては、令和4年度に小学校における第3学年までの1学級あたりの児童数を40人から35人に引き下げ、以降令和7年度まで段階的に引き下げるものです。なお、地方交付税においても、平成23年度に第1学年の学級編制標準が40人から35人へ改正された際には、同様の見直しが行われております。

また、児童数の引き下げにあたっては、あわせて標準区経費の該当箇所を引き下げることで、最終的に単位費用に増減が生じないよう調整を行います。

2点目の特別教室等の普通教室への転用経費については、35人学級への対応によって、普通 教室が不足する区立小学校を抽出し、その発生率を算出いたしました。ここから標準区にお ける特別教室等の普通教室への転用が必要となる学校数を算出し、これに転用を行う1室当た りの実施区平均の整備単価を乗じて、積算いたしました。

本提案は法改正に対応する経費であり、財調においても、必要な需要として、反映すべき 内容と考えております。

私からは以上です。

【都】

まずは、標準行政規模の見直しの基本的な考え方について、確認いたします。

現在、小学校費の算定では、測定単位を、学校数・学級数・児童数の3つとしており、それぞれの標準行政規模は34校・612学級・24,480人となっています。

これは、標準区において、小学校が34校あり、学校一校当たりに各学年3学級の計18学級があり、一学級あたりの児童数が40人ということとなります。

これまでの法改正により、令和4年度時点では、小学校の第1学年から第3学年について、一学級あたりの児童数が40人から35人に引き下げられます。

例えば、一学級40人が在籍するクラスが1クラスあった場合、35人学級の導入により、20人が在籍するクラスが2クラス出来ることになります。この時、学級数は1学級増加する一方で、児童数は40人のまま、変わらないこととなります。

今例示した様に、法改正による影響は、在籍する児童数の合計が増減するものではなく、 単純に考えれば、第1学年から第3学年の学級数の増加になると考えますが、区側提案では児 童数を減少させるものとなっています。

標準行政規模について、学級数ではなく、児童数を見直すこととした区側の見解を伺います。